

## 第 3 回 第 2 農 地 部 会 議 事 録

日 時 令和5年3月17日(金)午後2時00分

場 所 津市一志庁舎 2階 第1会議室

出席部会委員 6 田口 慶則 ・ 7 野田 清太 ・ 14 池山 允敏 ・ 15 宮本 政春  
16 中谷 秀也 ・ 17 西森 偉統 ・ 18 結城 晋三 ・ 20 諸戸 善昭  
22 中野 たつ子 ・ 24 岡田 勇樹

以上10名

欠席部会委員

出席部会員外委員

議 長 第2農地部会長 諸戸 善昭

事務局職員 藤井事務局長・野村事務局次長・増田担当副主幹

総合支所 久居：若松主査 一志：柴山担当副主幹  
白山：谷担当副主幹 美杉：磯田担当主幹

議事録署名者 17 西森 偉統 ・ 22 中野 たつ子

事 項

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について  
報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について(所有権移転)

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転)  
議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について  
議題第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(所有権移転)  
議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(賃貸借権)  
議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(使用貸借)  
議案第6号 非農地証明願について  
議案第7号 農地法経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について <別冊>

## 議 事 の 大 要

- 議 長      それでは、第3回第2農地部会を開催させていただきます。  
議事録署名委員は、17番 西森委員、22番 中野委員、よろしくお願  
いします。  
本部会に付議されました議案につきましては、事前に通知いたしましたとお  
りでございますのでよろしくお願いいたします。  
それでは初めに、会長専決等の報告事項に入ります。
- 事 務 局      まず、議案を説明させていただく前に、恐れ入りますが、議案書の訂正がご  
ざいます。16ページをお願いいたします。  
16ページの議案第4号の番号2における転用面積が変更となりました。ま  
ず、1筆目の一志町高野大垣内1662番1の転用面積378㎡が572.5  
㎡になります。同じく2筆目の1663番の転用面積が、162㎡が420㎡  
に変更となりました。これにより、合計面積、その16ページの下なんですけ  
れども、合計面積、そして田の面積が3,818㎡となっているところを4,  
270.5㎡に変更となりますので、合計欄2か所、計と田のほうの面積を修  
正いただきますようお願いいたします。1筆目が378を572.5、2筆目  
は162㎡が420㎡に変更となりましたので、合計面積3,818㎡が4,  
270.5㎡となりますので、訂正のほうをお願いいたします。
- それでは、改めまして、議案書の1ページから3ページをお願いいたします。  
報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、ございま  
す。  
番号1から16で、件数は16件、合計面積は32,262㎡で、その内訳  
は田が31,777㎡、畑が485㎡でございます。  
これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸人、借人、双方の合意により解  
約したものであります。
- 4ページから6ページをお願いいたします。  
報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について、でございます。  
番号1から7で、件数は7件、合計面積は11,522.33㎡で、その内  
訳は田が7,516.33㎡、畑が4,006㎡でございます。  
これらにつきましては、相続の届出でございます。  
なお、現況地目が農地以外になっているところは、無断転用の可能性があり  
ますので、届出人に対して指導しております。
- 7ページをお願いいたします。  
報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について（所有権  
移転）、でございます。  
番号1 一般個人住宅用地 でございます。  
以上、件数は1件、合計面積は畑で46㎡でございます。
- 報告案件は以上です。

議長

それでは、議案事項に入らせていただきます。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）を議題とします。

事務局、よろしく申し上げます。

事務局

それでは、8ページをお願いいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。

番号1、地区 久居、申請地 戸木町八丁山\_\_\_\_\_、登記地目・現況地目とも田、面積 1,090㎡、受人 \_\_\_\_\_、面積 6,679㎡、渡人 \_\_\_\_\_。

譲受理由は営農拡大のため、譲渡理由は労力不足のためです。

番号2、地区 久居、申請地 戸木町成谷\_\_\_\_\_、登記地目・現況地目とも畑、面積 909㎡、受人 \_\_\_\_\_、面積 10,906㎡、渡人 \_\_\_\_\_。

譲受理由は営農拡大のため、譲渡理由は遠方による管理困難のためです。

番号3、地区 栗葉、申請地 稲葉町茶屋\_\_\_\_\_、登記地目・現況地目とも田、面積 29㎡ 外6筆、合計面積 1,232㎡、受人 \_\_\_\_\_、面積 53,459㎡、渡人 \_\_\_\_\_ 外1名。

譲受理由は営農拡大のため、譲渡理由は農業廃止のためです。

番号4、地区 川合、申請地 一志町小山大谷\_\_\_\_\_、登記地目・現況地目とも田、面積 948㎡ 外1筆、合計面積 1,142㎡、受人 \_\_\_\_\_、面積 23,461㎡、渡人 \_\_\_\_\_。

譲受理由は営農拡大のため、譲渡理由は遠方による管理困難のためです。

9ページをお願いいたします。

番号5、地区 竹原、申請地 美杉町竹原東垣内\_\_\_\_\_、登記地目・現況地目とも田、面積 82㎡ 外2筆、合計面積 873㎡、受人 \_\_\_\_\_、面積 3,989㎡、渡人 \_\_\_\_\_。

譲受理由は営農拡大のため、譲渡理由は農業廃止のためです。

番号6、地区 川上、申請地 美杉町川上シタガノ\_\_\_\_\_、登記地目・現況地目とも田、面積 449㎡、受人 \_\_\_\_\_ 外1名、面積 0㎡、渡人 \_\_\_\_\_。

譲受理由は空き家取得に伴う新規営農のため、譲渡理由は空き家処分に伴う農業廃止のためです。

以上、件数は6件、合計面積は5,695㎡で、その内訳は田が4,708㎡、畑が987㎡でございます。

これらの案件につきましては、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

- 議長 ありがとうございます。  
事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見を伺います。  
1番、2番、続けてお願いします。
- 田口委員 6番、田口です。9日の日に現地を見てまいりました。推進委員4名、それと諸戸さん、中野さん、野田さん、委員と、事務局とで見てまいりました。  
1番についても、事務局の説明どおりでございますが、何ら問題ないと思います。  
2番についても同じことで、事務局の説明どおりでございます。何ら問題ないと思いますので、よろしくお願いします。
- 議長 3番、お願いします。
- 野田委員 7番の野田でございます。3月8日に、諸戸部会長、田口委員、中野委員、地元推進委員4名、久居事務局で見てまいりました。受人は、\_\_\_\_\_という会社を、\_\_\_\_\_を経営しておりまして、\_\_\_\_\_を主に栽培をしているところでございます。営農拡大を図っておりまして、今回の場所も会社に隣接する土地を購入するものでございます。何ら問題はないものと思われまます。  
以上でございます。
- 議長 ありがとうございます。  
4番、お願いします。
- 池山委員 14番、池山でございます。3月8日に、地元推進委員2名と、それに宮本農業委員、事務局一緒になって行ってまいりました。これ、\_\_\_\_\_のすぐ近くでございまして、谷の底のような状況になっておりまして、それを、今、荒れ地になっているのを、道路から入る県道を造成するときにきちんとした導入路ができておりますので、それをうまく使って農業をしたいということで、譲受人、遠方、四日市に住んでみえる方から地元の人に譲り渡すということでございます。何ら問題ございませんので、異議なしということで進めております。  
よろしく願いいたします。
- 議長 ありがとうございます。  
5番、6番。
- 結城委員 18番、結城です。5番、6番を説明いたします。4日の日に、地元推進委員、事務局で現地の確認をいたしました。渡人は、母が亡くなり、耕作するものがいなくなり、自宅近隣の農地を耕作されている受人の方に譲渡するもの。また、受人は、農地が荒廃しては困るので耕作したいと。営農拡大ということでございます。  
6番、川上、6番について。これも同じく8日の日に、地元推進委員と事務局で現地の確認をいたしました。渡人は空き家バンクに登録していて、宅地建物を受人に購入してもらい、それに付随する当該物件を売渡して耕作してもらう。受人は、譲り受けて耕作をしたいということでございます。  
以上です。

議 長	<p>ありがとうございます。</p> <p>ただいま地元委員より説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いします。どうですか。よろしいですか。</p>
部会委員	<一同 意見なし>
議 長	<p>それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第1号について、これにご異議ございませんか。</p>
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	<p>ありがとうございます。</p> <p>異議なしと認め、よって、議案第1号については許可することと決定したいと思います。</p> <p>続きまして、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。事務局、説明願います。</p>
事 務 局	<p>10ページをお願いいたします。</p> <p>議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてでございます。</p> <p>番号1、地区 川上、申請地 美杉町川上シタガノ_____、登記地目 田、現況地目 宅地、面積 224㎡、申請者 _____。</p> <p>これにつきましては、申請地を一般個人住宅用地とするものです。</p> <p>昭和39年頃より申請の用途で利用してきた旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。</p> <p>農地区分は、第2種農地と判断されます。</p> <p>以上、件数は1件、面積は田で224㎡でございます。</p> <p>この案件につきましては、農地法第4条第6項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。</p> <p>以上で説明終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございます。</p> <p>事務局の説明がありましたが、地元のご意見をお伺いします。お願いします。</p>
結城委員	<p>18番、結城です。川上町について説明をいたします。これも8日の日に、地元推進委員と事務局で現地の確認をいたしました。当該地には昭和30年頃に家を建てたものであるが、そのまま放置していたので、その整理をつけるものである。始末書や写真も添付されておりますので、よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>ありがとうございます。</p> <p>地元委員の説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いします。どうですか。よろしいですか。</p>
部会委員	<一同 意見なし>

議長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第2号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。  
異議なしと認めます。よって、議案第2号については許可することと決定したいと思います。

続きまして、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）を議題とします。事務局、説明よろしくをお願いします。

事務局 11ページをお願いいたします。

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。

番号1、地区 久居、申請地 久居明神町西藤谷\_\_\_\_\_、登記地目・現況地目とも畑、面積 3. 21㎡ 外1筆、合計面積 99. 21㎡、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_。

これにつきましては、申請地を汚水管理設用地とするものです。  
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 久居、申請地 久居明神町南狭間\_\_\_\_\_、登記地目 畑、現況地目 雑種地、面積 251㎡、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_。

これにつきましては、申請地を資材置場用地とするものです。

令和4年10月頃から申請の用途で利用している旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 久居、申請地 新家町小部\_\_\_\_\_、登記地目・現況地目とも畑、面積 1, 273㎡、受人\_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は444. 3㎡、不整形地のため、パネル設置率は34. 9%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 高岡、申請地 一志町田尻田\_\_\_\_\_、登記地目・現況地目とも畑、面積 495㎡、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_。

これにつきましては、申請地を駐車場用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号5、地区 高岡、申請地 一志町田尻上ノ\_\_\_\_\_、登記地目・現況地目とも畑、面積 158㎡、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_。

これにつきましては、申請地を駐車場用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号6、地区 高岡、申請地 一志町其倉谷出\_\_\_\_\_、登記地目・現況地

目とも畑、面積 433㎡ 外1筆、合計面積 783㎡、受人 \_\_\_\_\_、  
渡人 \_\_\_\_\_ 外1名。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。  
パネル設置面積は397.9㎡、パネル設置率は50.8%になります。  
農地区分は、第2種農地と判断されます。

12ページをお願いいたします。

番号7、地区 高岡、申請地 一志町田尻田\_\_\_\_\_  
登記地目 畑、現況地目 雑種地、面積 89㎡ 外1筆、合計面積 224㎡、受人 \_\_\_\_\_、  
渡人 \_\_\_\_\_。

これにつきましては、申請地を駐車場用地とするものです。

30年ほど前より申請の用途で利用している旨の始末書の提出がありますこと  
から、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号8、地区 川口、申請地 白山町川口宮ノ後\_\_\_\_\_  
登記地目・現況地目とも田、面積 1,011㎡、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は372.3㎡、メンテナンススペースを確保するため、パ  
ネル設置率は36.9%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号9、地区 川口、申請地 白山町川口佛谷\_\_\_\_\_  
登記地目・現況地目とも田、面積 901㎡、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は331.7㎡、メンテナンススペースを確保するため、パ  
ネル設置率は36.9%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号10、地区 川口、申請地 白山町川口佛谷\_\_\_\_\_  
登記地目・現況地目とも田、面積 1,557㎡、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は439.8㎡、不整形地のため、パネル設置率は28.3%  
になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号11、地区 川口、申請地 白山町川口佛谷\_\_\_\_\_  
登記地目・現況地目とも田、面積 542㎡ 外2筆 合計面積 677㎡、受人 \_\_\_\_\_、  
渡人 \_\_\_\_\_。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は409.5㎡、パネル設置率は60.5%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号12、地区 大三、申請地 白山町二本木野田\_\_\_\_\_  
登記地目・現況地目とも田、面積 727㎡ 外14筆、合計面積 11,073㎡。受人  
\_\_\_\_\_  
渡人 \_\_\_\_\_ 外6名。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。  
パネル設置面積は6,699㎡、パネル設置率は52.3%になります。  
農地区分は、第2種農地と判断されます。

14ページをお願いいたします。

番号13、地区 大三、申請地 白山町二本木市川原\_\_\_\_、登記地目・  
現況地目とも、面積 476㎡ 外1筆、合計面積 756㎡、受人 \_\_\_\_\_  
、渡人 \_\_\_\_\_。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。  
パネル設置面積は510.4㎡、周辺の土地と一体利用するため、パネル設  
置率は24.5%になります。  
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号14、地区 大三、申請地 白山町二本木市川原\_\_\_\_、登記地目・  
現況地目とも畑、面積 393㎡ 外5筆、合計面積 1,560㎡、受人 \_\_\_\_\_  
、渡人 \_\_\_\_\_ 外3名。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。  
パネル設置面積は478.5㎡、不整形地のため、パネル設置率は30.7%  
になります。  
農地区分は、第2種農地と判断されます。

15ページをお願いいたします。

番号15、地区 倭、申請地 白山町南出西出\_\_\_\_、登記地目・現況地  
目とも田、面積 1,649㎡、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。  
パネル設置面積は444.3㎡、不整形地のため、パネル設置率は27%に  
なります。  
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号16、地区 八ツ山、申請地 白山町八対野別所\_\_\_\_、登記地目・  
現況地目とも田、面積 602㎡ 外4筆、合計面積 2,087㎡、受人 \_\_\_\_\_  
、渡人 \_\_\_\_\_。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。  
パネル設置面積は478.5㎡、不整形地のため、パネル設置率は21%に  
なります。  
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号17、地区 竹原、申請地 美杉町竹原西ノ川原\_\_\_\_、登記地目 田、  
現況地目 宅地、面積 1,151㎡、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_。

これにつきましては、申請地を農業用倉庫用地とするものです。  
平成17年11月頃に隣接する同\_\_\_\_の土地とともに養鶏施設を建設し  
ましたが、今回の申請地である\_\_\_\_のみ許可の手続を失念していた旨の経  
過書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。  
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号18、地区 川上、申請地 美杉町川上シタガノ\_\_\_\_、登記地目 田、



現況地目 宅地、面積 29㎡、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_。

これにつきましては、申請地を物置用地とするものです。

昭和31年頃より申請の用途で利用している旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号19、地区 川上、申請地 美杉町川上アフリヤ \_\_\_\_\_、登記地目・現況地目とも畑、面積 631㎡、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は277.2㎡、パネル設置率は44%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は19件、合計面積は26,365.21㎡で、その内訳は田が15,756㎡、畑が10,609.21㎡でございます。

いずれの案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございます。

事務局より説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。

1番から3番、お願いします。

田口委員

6番、田口です。これも、3月8日の日に現地まいりました。1番、2番と3番。

1番、2番は、推進委員4名で見てまいりました。諸戸さん、中野さん、野田さん、事務局。1番についても、事務局の説明どおりでございます。何ら問題ないと思います。

2番も同じく同じことでございます。

3番について、これはまた別で、地元推進委員3名と、それで中野さん、野田さん、諸戸さん、3名と事務局で見てまいりました。これも事務局の説明どおりでございますが、何ら問題ないと思います。よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。

4番から7番ですね。お願いします。

池山委員

14番、池山でございます。4番、5番、この2つ、同じエリアで、\_\_\_\_\_の南側のすぐ下側のところがございます \_\_\_\_\_ というお寺、これに隣接する、今は畑ではないんですが、旧畑です。これを駐車場用地にしたいというお申出がございまして、地元推進委員、田中さんと田端さん、それに宮本委員と、あと事務局で現地へ参りまして、問題なかろうということで見まいりました。

6番でございますが、これは \_\_\_\_\_ から東へ行ったところ。これの周辺、ずっと畑が太陽光発電に開発されてきておりますところで、何らかの問題はなかろうということ、見てまいりました。

7番。7番につきましては、ここは \_\_\_\_\_ 近くでございました。駐車場を、既に駐車場になってしまっているようなところでございますが、それを正式に

駐車場用地として譲り受けたいということでございましたので、問題なかろうということで、現地調査を終えました。

以上でございます。

議長

ありがとうございます。

8番から11番かな。お願いします。

中谷委員

16番、中谷です。まず、8番ですけれども、8日の日に、西森、岡田、中谷の委員と地元推進委員、白山の事務局で見てまいりました。場所は、\_\_\_\_\_の南250mほどのところですよ。両側に民家はありますけれども、もう四、五年ほど耕作が放棄された土地でありまして、もう仕方ないのかなというような感じです。

続きまして、9番、10番、11番ですけれども、これ、隣接しておりますので一括で説明をさせていただきます。これも同じく、8日の日に、西森、岡田、中谷委員と地元推進委員、それと白山の事務局で見てまいりました。場所は、\_\_\_\_\_へ下りていく、その道下りたすぐのところですよ。きれいに手入れはされているような土地ではありましたが、鹿の害とかそういうのがかなりあるようなところでした。これも仕方のないようなところですよ。

あと、12番から15番までも説明をさせていただきます。

12番ですけれども、これも8日の日に、喜多会長、諸戸部会長、西森、岡田、中谷委員、地元推進委員と、本庁の事務局、白山事務局で見てまいりました。場所は、\_\_\_\_\_から南に800mほど、県道のすぐ東側になります。ここは以前から\_\_\_\_\_がパパイヤを栽培したり水稻を栽培したりしていましたが、状況も悪く、耕作がしにくいような土地ですよ。今回、仕方のないことかなというような感じです。

13、14番ですけれども、これも近いので、一括で説明させていただきます。これも8日の日に、西森、岡田、中谷の委員と地元推進委員と白山と本庁で見てまいりました。場所は、\_\_\_\_\_の南500mほどのところで、先月、1万㎡ほどの大きな太陽光の申請が出てきたところのすぐ東側と南側に当たります。現況畑となっておりますが、実際、もう山林になったようなところですよ。これも何ら問題はないかと思えます。

15番です。これも8日の日に、西森、岡田、中谷委員と地元推進委員と白山の事務局で見てまいりました。場所は、\_\_\_\_\_の北の500mほどのところですよ。以前からこの一画は太陽光になっており、北の一部の田んぼがまだ残っていたところですよ。道路で耕作地と隔てており、何ら問題はないかと思えますので、よろしくをお願いします。

議長

ありがとうございます。

16番、お願いします。

西森委員

17番、西森です。16番、説明させてもらいます。3月8日の日、中谷、岡田、西森委員と、推進委員さんは、今回は欠席でございました。それから白山の事務局、それから業者というメンバーで見せていただきました。場所なんですけど、\_\_\_\_\_というお寺が、\_\_\_\_\_のすぐ近くなんですけど、かなり上のほうにあります。その\_\_\_\_\_の裏手に\_\_\_\_\_通っているんですけど、\_\_\_\_\_というような形ですよ。場所なんですけれども、もう今現在、雑種地というか、

草が伸びている状態で、管理はされてはいなかったんですけれども、何しろ周りがきれいに管理されている状況でしたので、周りの方がどのように判断をされているのか分かりませんが、きれいになって喜んでもらえるのか、太陽光で。もしくは反対されるのか、地元の方どう思われるのか分かりませんが、きれいになることには間違いということで見えてまいりました。

以上です。

議長 ありがとうございます。  
17から19番、お願いします。

結城委員 18番、結城です。17、18、19を説明します。8日の日に、地元推進委員と事務局で現地の確認をいたしました。受人は近隣にある農地を耕作するため、機械や資材を置くというのが必要であるということでございます。

18番は、これは地元推進委員と事務局で現地の確認をいたしました。当該地を無償で譲り受け、物置を建てたい。物置の倉庫を建てたいということでございます。

19番。これも地元推進委員、事務局で現地の確認をいたしました。申請地の管理ができず、受人は太陽光発電設備を設置したい。近隣に被害を及ぼすことのないために申請地を取得したいということでございます。

以上でございます。

議長 ありがとうございます。  
地元委員の説明がございましたが、随分たくさん太陽光が上がってきましたが、皆さん方のご意見をお伺いしたいと思います。どうですか、よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それではお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第3号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第3号については許可することに決定したいと思います。

続きまして、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）を議題とします。事務局、説明願います。

事務局 16ページをお願いいたします。  
議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）でございます。

番号1、地区 榊原、申請地 榊原町坪ノ興\_\_\_\_\_、登記地目・現況地目とも田、面積 1,853㎡の内650㎡ 外1筆、合計面積 1,182㎡、借り人 \_\_\_\_\_、貸し人 \_\_\_\_\_ 外1名。

これにつきましては、申請地を駐車場用地とするものです。

榊原地区で計画されている観光農園用の駐車場として利用する計画です。

農地区分は、農用地区域内農業用施設用地と判断されます。  
番号2から5につきましては、関連する案件ですので、まとめて説明をいたします。

番号2、地区 高岡、申請地 一志町高野大垣内\_\_\_\_\_、登記地目 田、  
現況地目 雑種地、面積 3, 183㎡の内572.5㎡ 外1筆、合計面積  
992.5㎡、借り人 \_\_\_\_\_、貸し人 \_\_\_\_\_。

番号3、地区 高岡、申請地 一志町高野大垣内\_\_\_\_\_、登記地目 田、  
現況地目 雑種地、面積 3, 183㎡の内1, 296㎡、借り人 \_\_\_\_\_、  
貸し人 \_\_\_\_\_。

番号4、地区 高岡、申請地 一志町高野大垣内\_\_\_\_\_、登記地目 田、  
現況地目 雑種地、面積 3, 183㎡の内500㎡、借り人 \_\_\_\_\_、貸  
し人 \_\_\_\_\_。

番号5、地区 高岡、申請地 一志町高野大垣内\_\_\_\_\_、登記地目 田、  
現況地目 雑種地、面積 2, 285㎡の内300㎡、借り人 \_\_\_\_\_、貸  
し人 \_\_\_\_\_。

これらにつきましては、申請地を資材置場用地（一時転用）とするものです。  
それぞれ、貸し人が、牛舎建築用地として農地転用許可を受けた土地について、昨今の経済情勢・世界情勢により経営状況が悪化し、建築計画に遅れが生じたため、建築工事の開始までの間、公共事業等による工事用資材置場や土砂置場の用途で一時的に貸すものです。

借り人、貸し人双方より始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、農用地区域内農業用施設用地と判断されます。

以上、件数は5件、合計面積は全て田で4, 270.5㎡でございます。

この案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございます。

事務局説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いします。

1番、お願いします。

野田委員

7番、野田でございます。この8日に、諸戸部会長、田口委員、中野委員、地元推進委員4名、久居事務局で見てまいりました。当該案件は、先月審議いたしました国の補助を受け農地を活用した観光農園施設の関連施設でございます。ちょうど道路を挟んだ反対側を駐車場として使用するというところでございます。これも国の審査を受けている事業の関連施設でございますので、何ら問題はないと思います。

以上です。

議 長

ありがとうございます。

2番から5番、お願いします。

池山委員 14番、池山でございます。3月8日に、地元推進委員と宮本委員、それに一志の事務局で現地確認してまいりました。この2番、3番、4番、5番、事務局からの説明がございましたように、\_\_\_\_\_の北側、雲出川との間にある\_\_\_\_\_のすぐ中にございます。同一のところに、\_\_\_\_\_を建設したいということで申請が出ておりました。そこのところに、この\_\_\_\_\_と、それから\_\_\_\_\_、\_\_\_\_\_、\_\_\_\_\_、この4社がそれぞれ違う工事をやっているんですけども、\_\_\_\_\_とか、それから\_\_\_\_\_とか、それと\_\_\_\_\_とか、そういった事務所と、それから残土を置くということで申請が出ておりました。既にそういう状況で使われておりましたけれども、何ら問題なかろうということでございます。

以上です。

議長 ありがとうございます。  
地元委員の説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いします。

結城委員 よろしいか。

議長 はい。

結城委員 この\_\_\_\_\_の資材置場というのは何を置くの、物。

池山委員 工事用の残土。一旦置いてそれをまた元へ戻す。

宮本委員 土砂も置いてあるし、それとヒューム管が置いてある。それから、黒くて大きな土嚢袋。3トンか、10トン車に2つぐらいしか積んで行ってないけれども、それがどっと積んである。あちこちの現場から、たまたまあの土地が使えるようなところだったとのこと。

結城委員 あの\_\_\_\_\_の工事か。

宮本委員 \_\_\_\_\_の工事もそう。これ以外にも県が直接買い取る残土置場まで。県が借り上げたところをまだ今度出てくるのかどうか。もう一つ、比較的置場所がないとのこと。\_\_\_\_\_の仕事なら、今から置かせてもらったら1年ぐらい残土置いとかな、堰堤の代わりに積んだやつを、また来年するのに、この夏越したら水がなくなる冬にまた入れて、土嚢を今から置く。

池山委員 残土の有効利用も含めて、一旦回復して、近くで残したら金かかるわけですから、あまり動かしたくないというのが業者の言い分ですけども、やっぱり置くところがないと、どっか遠いところまで持って行かないといけないというのもありまして。

宮本委員 あれは結構難しいな。二、三年前に自分らところの改良区も、そこの畑の隣へ置いておけばいいというのに、そうはいかない。久居に回って、大回りして、上のほうの昔埋立てしたような土地へ仮預けする。見た目近くにあるけれど

も、行けない。大型が通れない。結局、大回りして運んでいる。

池山委員 この間、ちょっと見に行ってきた、\_\_\_\_\_。あれは河川敷じゃないですか。

宮本委員 河川敷は全部アウトなので、置けません。

池山委員 置けないのですね。

宮本委員 高野井のところは国交省と県の境目にあってややこしい。

議 長 それではお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第4号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。異議なしと認め、よって、議案第4号については許可することに決定したいと思います。

続きまして、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）を議題とします。事務局、説明願います。

事務局 17ページをお願いいたします。

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）でございます。

番号1、地区 久居、申請地 久居井戸山町東興\_\_\_\_\_、登記地目・現況地目とも畑、面積 151㎡ 外1筆、合計面積 344.56㎡、借り人 \_\_\_\_\_、貸し人 \_\_\_\_\_。

これにつきましては、申請地を一般個人住宅用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 大井、申請地 一志町大仰森\_\_\_\_\_、登記地目・現況地目とも畑、面積 239㎡、借り人 \_\_\_\_\_ 外1名、貸し人 \_\_\_\_\_。

これにつきましては、申請地を一般個人住宅用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は2件、合計面積は583.56㎡で、その内訳は畑が390㎡、その他が宅地で193.56㎡でございます。

これらの案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。  
説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いします。お願いします。

谷口委員 6番、谷口です。これも3月8日の日に見てまいりました。推進委員の4名と、それから諸戸さん、中野さん、野田さん、それで事務局と私とで見てまいりました。もう親子関係ですので、もともと梨をよう作ってはって、梨やめた

ら畑が余ってくるということで、息子さんの家でも建てるつもりでございます。それで、事務局の説明どおりでございますが、何ら問題ないと思いますのでよろしくをお願いします。

議 長 ありがとうございます。  
2番、お願いします。

池山委員 14番、池山です。同じく3月8日の日に、地元推進委員と宮本委員、事務局で現地の確認をしております。ちょうど\_\_\_\_\_へ抜ける道の途中で、宮本委員が小学校のときに通った道という。その道のちょうど基盤整備で残った宅地のすぐそばで、その宅地の持ち主が自分の子供たちのためにということで隣接するところを子供たちに譲るといような形で、親のそばに家を建てるといことでこの案件が出てきよりまして、問題なかろうということで、皆、認知したいということです。よろしくをお願いします。

議 長 ありがとうございます。  
地元委員の説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いします。どうですか、これもよろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それではお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第5号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第5号については許可することに決定したいと思います。  
続きまして、議案第6号 非農地証明願についてを議題とします。お願いします。

事務局 18ページをお願いいたします。  
議案第6号 非農地証明願についてでございます。  
番号1、地区 八ツ山、願出者 \_\_\_\_\_、対象地 白山町山田野鹿ノ垣内 \_\_\_\_\_、登記地目 畑、現況地目 宅地、面積19㎡。  
これにつきましては、家屋登記全部事項証明書により、対象地に平成11年に居宅を増築し、以後宅地として利用して現在に至ることが確認できることから、対象地は農地以外の用に供され20年以上が経過している土地であり、非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定に該当することから、農地ではない旨の証明をしても差し支えないものと考えます。

番号2、地区 八ツ山、願出者 \_\_\_\_\_、対象地 白山町山田野下司名 \_\_\_\_\_、登記地目 畑、現況地目 宅地、面積131㎡。

これにつきましては、令和4年度固定資産課税台帳記載事項証明書により、対象地に昭和63年物置を建築し、宅地・駐車場用地として利用し現在に至ることが確認できることから、対象地は農地以外の用に供され20年以上が経過

している土地であり、非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定に該当することから、農地ではない旨の証明をしても差し支えないものと考えます。

以上、件数は2件、合計面積は全て畑で150㎡でございます。  
以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。  
事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いします。1番、  
お願いします。

西森委員 17番、西森です。1番、2番、よく似た場所なんですけど、3月の8日の日  
です。中谷、岡田、西森3人の委員と、それから地元推進委員、それからモリ  
タ行政書士、それから白山の事務局というメンバーで見てまいりました。  
まず1番のほうなんですけど、\_\_\_\_\_が地区内にあるんですけど、そこから西  
のほうへ、その道を西のほうへ100mほど上っていったところの左手の家な  
んですけど、もう事務局の説明どおり一部が宅地になっているということで、建  
物が建っているということで、始末書の提出もありますし、何ら問題ないとい  
うふうに判断しております。  
それから、2番のほうですけど、メンバーは同じなんですけど、場所も同じよう  
に\_\_\_\_\_から今度は反対に東側へ戻るような格好で、100mほど戻ったと  
ころにありました。場所なんですけれども、もう既に駐車場と、それから物置  
が建っておるといような状況で、もう長い間そのような形で管理されていた  
んだろうなというのが分かったような状況です。始末書も出ていますので、何  
ら問題ないというふうに思っております。以上です。

議 長 ありがとうございます。  
地元委員の説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いします。どう  
ですか。よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それではお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第6号について、  
これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第6号については証明することに決定し  
たいと思います。  
次に、別冊でお配りいたしました議案第7号 農業経営基盤強化促進法第1  
8条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。事務局、  
説明をお願いします。

事 務 局 議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積  
計画の決定についてでございます。  
それでは、資料の1ページ、農用地利用集積計画地区別集計表をご覧ください。



各地区別に、下の合計欄で説明させていただきます。

久居地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で91,307㎡、畑の賃貸借、使用貸借で5,785㎡、契約件数は44件でございます。

一志地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で47,384㎡、畑の賃貸借で329㎡、契約件数は26件でございます。

白山地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で263,606.95㎡、畑の賃貸借で1,140㎡、契約件数は86件でございます。

美杉地区につきましては、田の使用貸借で25,020㎡、契約件数は12件でございます。

以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借を合わせて427,317.95㎡、畑の集積が賃貸借、使用貸借を合わせて7,254㎡、合計契約件数は168件、合計面積は434,571.95㎡となっております。

次に、認定農業者への集積状況でございます。

地区別の認定農業者への集積は、久居地区31件、一志地区21件、白山地区81件、美杉地区11件で、合計144件、合計面積は378,701.95㎡でございます。

また、認定農業者への集積率は、件数で85.8%、面積で87.2%となっております。

続きまして、農地中間管理事業を利用した案件についてご説明をいたします。

人・農地プランの作成が要件となっている新規のものにつきましては、農用地利用集積計画の概要の整理番号の左側欄外にアルファベットのNを記載しております。今回は8件ございました。

今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

最後に、2ページからの農用地利用集積計画の概要でございますが、今回の利用集積計画のうち、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当します案件がございますので、ご審議いただくに当たりまして、ご配慮いただきますようよろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

まず初めに、法律第31条の議事参与の制限に該当する案件のご審議をいただきます。\_\_\_\_\_委員の9-6、7、\_\_\_\_\_委員の9-75-2、9-76-2、9-77-2、9-78-2です。

まず初めに、9-6外1件について、17番、\_\_\_\_\_委員、一時退室。

< 退 室 >

議長 まず、この2件について皆さんいかがですか。\_\_\_\_\_委員の。よろしいですか。よろしいか。

部会委員 <一同 はい>

議 長	それでは、意見もないようでございますので、お諮りします。ただいま審議をいただきました2件について、ご異議ございませんか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	ありがとうございます。 この案件につきましては、適正であると認め、市長に進達することといたします。入室を願います。
	< 入 室 >
議 長	もう_____委員行ってもうとんな。 続いて、整理番号9-75-2外3件について。
	< 退 室 >
議 長	この4件について皆さんいかがでしょうか。よろしいですか。
部会委員	<一同 はい>
議 長	それではお諮りします。ただいま審議をいただきました4件について、ご異議ございませんか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	ありがとうございます。 この案件につきましても、適正であると認め、市長に進達することといたします。入室を願います。
	< 入 室 >
議 長	それでは、議事参与の制限に該当しない案件につきまして、皆さんご審議をお願いします。どうです。よろしいか。
部会委員	<一同 はい>
議 長	それではお諮りします。ただいま審議をいただきました案件について、ご異議ございませんか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	ありがとうございます。これらの案件につきましても適正であると認め、市長に進達することといたします。 以上で、本部会に付議されました審議は全て終了いたしました。ありがとうございます。

午後3時02分

上記は、第3回第2農地部会の議事を録したものである。

令和5年3月17日

議事録署名者 \_\_\_\_\_

議事録署名者 \_\_\_\_\_